

議案第16号「武豊町職員の給与に関する条例の一部改正について」、及び、議案第18号「武豊町介護保険条例の一部改正について」の反対討論

平成21年3月24日

日本共産党 梶田 稔

私は、日本共産党議員団を代表して、議案第16号「武豊町職員の給与に関する条例の一部改正について」、及び、議案第18号「武豊町介護保険条例の一部改正について」、反対の立場から、この際、一括して討論するものであります。

まず初めに、議案第16号町職員給与条例一部改正についてであります。

町職員は、憲法15条2項が、「すべて公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と規定していることを引くまでもなく、「全体の奉仕者」として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念」することが義務づけられています。

そして、地方公務員のすべてが、憲法の保障するストライキ権をはじめとする労働基本権が大きく制限・禁止されており、違反行為に対しては行政処分と刑事罰が科せられます。ヨーロッパなどの発達した資本主義国では、公務員や公共サービス部門の労働者を含めて、ほとんどすべての労働者がストライキ権など労働基本権を保障されています。

このように、制限された労働基本権の下であっても、地方公務員の労働条件は、その生活と権利を守るとともに、住民奉仕のために積極的に働くことを保障するものでなければならないことは言うまでもありません。

労働基本権が制約されている代償措置として、民間労働者との労働条件の格差をなくし、公務員の生活を保障する制度として人事院勧告制度が機能しています。時として、不当な勧告が大きな社会問題となる場合がありますが、公務員と協力した世論の力で是正させなければなりません。

いま、世界的な金融危機に端を発したかつてない経済不況の中で、「外需頼みから内需拡大へ」の転換が求められ、内需の6割を占めるといわれる個人消費の拡大が求められています。

また、内需拡大と雇用維持、生活擁護をスローガンに、組織労働者の賃上げ闘争が大きな山場を迎えています。ベースアップには、厳しい状況があります

が、賃下げとなる状況にはありません。

武豊町職員の給与水準を、総務省が発表している平成19年4月1日現在のラスパイレス指数で見ると9.46となっており、地域手当を加味しても100.1と国家公務員とほぼ同水準であります。地域手当を9%から2%引き下げて7%として計算しますと、地域手当を加味した指数は98.3となり、国家公務員の水準に達しないことが明らかであります。

ラスパイレス指数を絶対視するものではありませんが、今回の減額措置が不当であることを証する一つのデータであります。

また、昨年8月に発表した平成20年の人事院勧告は、「民間給与との較差」の項で、「俸給表については較差がきわめて小さく適切な改定には十分でないこと、諸手当についても改定する特段の必要性は認められないこと等を勘案して、本年は月例給の水準改定は行わない。」としています。

以上のように、職員給与を構成する地域手当の引き下げは、労働基本権を剥奪された下での公務員の生活擁護のためにも、内需を拡大して不況からの脱却という喫緊の課題の施行のためにも、そして、民間労働者の賃金水準との格差をなくすためにも、首肯しうる理由が全く見あたりません。

次に、議案第18号「介護保険条例の一部改正」についてであります。

高齢者や障害者など、社会的弱者と言われる人たちが安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任であります。

ところがいま、自公政権のもとで、高齢者を”じゃまもの“あつかいする悪政が横行しています。お年寄りを差別し、際限のない負担増をおしつける後期高齢者医療制度に、全国の高齢者が怒りの声があげています。国保料（税）、介護保険料の相次ぐ値上げが家計を圧迫し、療養病床の削減、介護施設の経営危機・人手不足は、「介護崩壊」ともいうべき深刻な事態を引き起こしています。くわえて、国家による詐欺にひとしい「年金記録のかいざん」問題です。自公政権の高齢者いじめ、弱いものいじめの無責任政治はひどすぎます。

2005年に、自民・公明にくわえて民主党まで賛成して成立した改悪介護保険法のもとで、高すぎる保険料・利用料、必要な介護サービスのとりあげ、深刻な施設不足と待機者の急増、介護労働者の労働条件の悪化と、それによる人材不足の深刻化など、さまざまな問題が浮き彫りとなっています。

施設の食費・居住費の全額自己負担化によって、負担の重さにたえきれず、施設を退所したり、利用をあきらめる人があとをたちません。特別養護老人ホ

ームの待機者も全国で38万人をこえています。それに療養病床の廃止による施設からの高齢者追い出しが拍車をかけ、深刻な事態となっています。

軽度と認定された人から、訪問介護や通所介護など、高齢者の生活と命をささえてきた介護サービスが「予防」や「自立支援」という名のもとにとりあげられています。「介護の社会化」という当初の宣伝文句とは裏腹に、家族の介護負担は増え、年間14万人をこえる人が家族の介護を理由に仕事を辞め、介護を苦にした悲惨な事件や、高齢者の孤独死などもあとをたちません。

介護予防や保健・福祉の事業が「地域支援事業」として介護保険に吸収され、公的な責任と行政の財政負担は後退しました。各地の介護予防事業は閑古鳥が鳴いている上に、地域の高齢者の実態を把握し、介護予防や虐待防止などのとりくみの中心になるとされた地域包括支援センターも、介護予防プランの作成で手一杯というのが実態であります。社会的な支援を必要としながら、介護制度や社会福祉の網の目からこぼれ、地域のなかで貧困にたえ、困難をかかえて暮らす高齢者が増えています。

その一方で、改悪介護保険法にもとづいて、介護報酬が削減されたため、事業者の経営が苦しくなり、介護労働者の労働条件はますます劣悪になり、辞めていく人があとをたたく、深刻な人材不足が介護現場に広がっています。「福祉は人」です。福祉をこころざした人たちが、精魂つきはて、燃え尽き、福祉の職場を去っていくことは、わが国がこれから高齢化社会をむかえることを考えても、重大な問題です。

いま、介護保険制度は、国民的な存在意義という点でも、制度をささえる人材という点でも、土台からゆらぐ深刻な事態となっています。

日本共産党は、施設利用料の実効ある軽減措置を講じること、軽度者や家事援助もふくめてすべての高齢者が人間らしく生きていくことを支える介護サービスを守ること、「地域支援事業」に十分な公費を投入して、地域包括支援センターの活動をはじめ、行政が高齢者の生活にたいする公的責任をしっかりと果たすことなど、改悪法による「介護とりあげ」、負担増などから高齢者を守る改善に全力をあげているところでもあります。

過日の一般質問においても、小西幸男議員から、利用者本位の介護制度の抜本的な見直し、とりわけ介護保険料・利用料の軽減措置と財政支援などを求めたところでもあります。

しかしながら、それに逆行する形で、今回、介護保険料が月額3700円から8%アップの3980円へと引き上げる条例改正案が上程されました。ある職員は、4000円の大台に乗るのを避けて、スーパーの値札のような保険料ではないかと評しました。

吹き荒れる不況の中で、逼迫する家計をやりくりするために、1円でも出費を抑えようとする主婦たちの悲鳴にも似た声が聞こえてきます。

今回の保険料引き上げ提案の中で、「準備基金を取り崩し、国からの特例交付金を加えて、極力、引き上げ幅を低く抑えた」と説明がありました。

しかし、その中で、「準備基金1億2千万円のうち8500万円を取り崩し、3500万円は不測の事態に対応するために残した」と説明がありました。

準備基金は、第3期の被保険者が保険料を払いすぎたものと言っても過言ではない性格の金額であります。納入された保険料や交付金の総額より、介護のために給付された総額が少なかった結果であります。本来、この準備基金は、第3期の被保険者に何らかの形で返還すべきものですが、事務手続が煩雑・困難なため次期に繰り越されたものであります。

3500万円を残すことなく、全額、第4期の保険料積算に投入されてしかるべきであります。

この残額3500万円を保険料積算に加えるならば、私の試算ではおよそ120円保険料を引き下げることができると思います。120円引き下げれば、3980円の保険料を3860円とすることが可能であります。

3700円の保険料から3860円へ、およそ4%の引き上げにとどめることができます。たかが120円、されど120円であります。

厚生労働省の認定見直しによって、介護度の軽度化と介護給付費総額の抑制がいつそうすすめられようとしており、第4期においても積立金が大幅に残る結果が予想されます。積立金が予想以上に残る事態になった場合には、期の半ばであっても保険料の引き下げを検討することを求めるものであります。

以上で、議案第16号および議案第18号に対する反対討論といたします。

以 上